

## 令和7年度和気鶴飼谷温泉売店改修及びレストラン設備備品調達業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

「令和7年度和気鶴飼谷温泉売店改修及びレストラン設備備品調達業務」（以下、「本業務」という）は和気鶴飼谷温泉の売店及びレストランでは、施設・設備の老朽化が進んでいるため、改修や設備更新、新たな誘客提案等により、さらなる来館者の利便性や施設の魅力を向上させることを目的とする。

本業務は、価格のみの競争では目的を達成できない可能性があることに加え、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定する。

本要領は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件、審査等の内容について、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

令和7年度和気鶴飼谷温泉売店改修及びレストラン設備備品調達業務

#### (2) 業務場所

和気鶴飼谷温泉内、2F売店及び2Fレストラン

#### (3) 業務内容

別紙「令和7年度和気鶴飼谷温泉売店改修及びレストラン設備備品調達業務仕様書」（以下、「仕様書」）のとおり。

なお、仕様書内で規定した業務の内容は、本事業実施の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項について提案を妨げるものではない。実際の業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

#### (4) 業務期間等

契約締結日から令和7年12月31日まで

なお、2F売店の運用開始は令和7年11月1日を想定するものとする。

#### (5) 提案限度額

18,810,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3. 参加資格等

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

(1) 岡山県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。

(2) 本業務の業務遂行能力を有すると認められる者であること（過去に本業務に類似する業

務を実施した実績を有する者であること)。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 和気町の競争入札参加資格を有していること。ただし、本町の競争入札参加資格を有していない場合は、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 履歴事項全部証明書
- ② 財務諸表(貸借対照表、損益計算表)
- ③ 国税(法人税及び消費税)に係る完納証明書
- ④ 本店所在地の都道府県税に係る完納証明書  
(法人都道府県民税、事業税及び不動産取得税)
- ⑤ 本店所在地の市町村税に係る完納証明書  
(法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税)

#### 4. スケジュール(予定)

公募開始(公告、HP掲載)	令和7年7月1日(火)
質問期間	公示後～ 令和7年7月15日(火)午後5時
質問回答	令和7年7月23日(水)
参加表明書等提出期限	令和7年7月31日(木)午後5時必着
参加資格の審査・審査結果の通知	令和7年8月4日(月)
企画提案書等提出期限	令和7年8月12日(火)午後5時必着
審査日(プレゼンテーション)	令和7年8月20日(水)
審査結果通知(予定)	令和7年8月20日(水)

※参加申込書等の様式については、町ホームページへ掲載及び和気鶴飼谷温泉窓口で配布する。

#### 5. 参加申込方法

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の参加申込書等を提出しなければならない。

- (1) 提出様式及び部数
  - ① 参加表明書兼誓約書(様式1)1部
  - ② 事業所概要(様式2)1部

- ③ 主な受託事業実績（様式3）1部
- ④ 暴力団等反社会勢力でないこと等に関する確認書（様式4）1部
- ⑤ 和気町の競争入札参加資格を有していない場合は、「3. 参加資格等（6）」に掲げる書類 各1部

(2) 提出方法

郵送または持参

※持参の場合は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は、7月31日（木）午後5時必着

(3) 提出場所

〒709-0452

岡山県和気郡和気町益原666-1

和気町 産業建設部 和気鶴飼谷温泉

TEL 0869-92-9001

(4) 受付期間

令和7年7月16日（水）から7月31日（木）午後5時（必着）まで

## 6. 質問等の受付

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

公示後から7月15日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式5）に記入の上、電子メールで提出するとともに、電話にて連絡すること。なお、書面以外による質問の受付は行わない。

(3) メール の 件 名

「令和7年度和気鶴飼谷温泉売店改修及びレストラン設備備品調達業務委託プロポーザル  
質問（社名）」

(4) メールアドレス

和気町 産業建設部 和気鶴飼谷温泉

Mail: ugaidanionsen@town.wake.lg.jp

(5) 回答日・回答方法

令和7年7月23日（水）中に本町ホームページにおいて回答する。

(6) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

## 7. 企画提案書等の提出

### (1) 受付期間

令和7年8月4日（月）から8月12日（火）午後5時まで

### (2) 提出方法

郵送または持参

※持参の場合は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は、8月12日（火）午後5時必着

### (3) 提出場所

〒709-0452

岡山県和気郡和気町益原666-1

和気町 産業建設部 和気鶴飼谷温泉

TEL 0869-92-9001

### (4) 現地確認

- ① 企画提案書の提出にあたり、現地確認を希望する参加者は、令和7年7月9日（水）までに上記担当課に申し出ること。
- ② 現地確認の日時は、令和7年7月10日（木）で町が指定する時間とする。
- ③ 現地確認に参加できる人数は、1参加者あたり3人までとする。

### (5) 提出書類等

- ①企画提案書（表紙は様式5 本紙は様式任意）正本1部、副本6部

ア 2F売店改修に係る改修計画書

以下、必要事項を用意すること

- ・改修コンセプト提案
- ・改修後のレイアウト図面  
※資料①-1 2F売店 平面図 を使用してもよい。
- ・改修後のイメージ図（パース図）
- ・整備後のサイン・壁面・床面のイメージ図

イ 2Fレストラン備品の更新に係る設備備品の調達計画書

- ・調達備品リスト
- ・調達備品の設置案を盛り込んだフロアレイアウト図面  
※資料② 2Fレストラン 平面図 を使用してもよい。

ウ 来館者のさらなる拡大と魅力ある売場維持を図る誘客促進施策に係る実施計画書

エ 業務実施体制（ア～ウの実施業務ごとに作成すること）

オ 業務工程表（ア～イの実施業務ごとに作成すること）

※町が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

- ②提案見積書及び内訳書（様式任意）正本1部、副本6部

- ア 提案見積書は、仕様書 6. 業務内容 (1) ~ (3) で提案する業務ごとに提出すること。
- イ 宛名は、「和気町長」とすること。
- ウ 提案見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。
- エ 業務内容等の積算内訳が分かるように記載すること。

(6) 作成上の留意点

- ① 文字の大きさは、原則として 10 ポイント以上とする。
- ② 文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。
- ③ 企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。
- ④ 企画提案書の下段中央部にページ番号を付すこと。
- ⑤ 用紙サイズは、A4 を基本とし、A4 を超えるものは折込で A4 とすること。

## 8. プレゼンテーション・ヒアリング

企画提案の審査は以下のとおりとする。なお、企画提案者が 1 者の場合であっても、プレゼンテーションとヒアリングを実施する。

(1) 実施日時・場所

令和 7 年 8 月 20 日 (水)

開始時間、場所等の詳細については、企画提案者に対して別途通知する。

(2) 審査主体

審査は、和気鵜飼谷温泉売店改修及びレストラン設備備品調達業務プロポーザル審査委員会 (以下審査委員会という) が行う。

審査委員会の構成

- 和気町 副町長
- 和気町 総務部長
- 和気町 産業建設部長
- 和気町 財政課長
- 和気町 和気鵜飼谷温泉支配人
- 和気町 和気鵜飼谷温泉課長補佐

(3) 審査方法

提出された各種書類及び企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、「企画提案資料及び配点一覧表」で示す審査基準に基づいて評価し、各審査委員の評点を合計し、最も評価が高い者を優先交渉事業者として選定し、次に高いものを次点事業交渉権者に選定する。

ただし、採点の結果、全審査員の評点が 60 点以下であった場合、優先交渉事業者を選定しないものとする。

また、最高評価の事業候補者が辞退を申し出た場合や、12. その他(10) 無効事項に該当した場合は、次点事業交渉権者を優先交渉事業者とする。

#### (4) 留意事項

- ① 1 提案者あたり30分以内とし、うちプレゼンテーションを20分以内、ヒアリング10分以内とする。本業務への意欲、提案の具体性及び実現性等を確認する。企画提案書等の中で、特に強調したい項目を中心に説明すること。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングへの出席人数は、4名以内とする。
- ③ パワーポイント等の画像の投影については提案内容の理解を助けるものである場合に使用を認める。プロジェクター及びスクリーンは町側で用意するが、その他の機器は自ら用意すること。プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、事前に連絡すること。

## 9. 審査

プロポーザルの審査は、別表に基づき、審査委員会で審査する。

### 10. 結果通知等

審査結果は、候補者として決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で選定又は非選定の結果及を通知するとともに、優先契約交渉事業者となった者については、本町ホームページに掲載する。なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

#### 11. 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「3. 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

#### 12. その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申し込み(参加表明)後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届(様式7)を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。

- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約に係る仕様書は、本町が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と協議の上、決定することとする。
- (8) 町は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 町は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
  - ① 提出期限を過ぎて提出された場合。
  - ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
  - ③ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合。
  - ④ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合。
- (11) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

企画提案資料及び配点一覧表

番号	提案項目	記載内容	配点
1	売店改修計画	<p>(1) 改修コンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 温泉施設全体のブランドイメージを向上させる提案か。</li> </ul> <p>(2) 来店意欲を喚起する魅力的な店舗デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 色彩、素材、照明などを活用した魅力的な空間づくりか。</li> <li>- 季節感やイベントに合わせた変化対応も考慮されているか。</li> </ul> <p>(3) ユーザー体験（UX）の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 来店客が使いやすく、居心地が良いデザインか。</li> <li>- 動線設計や陳列の工夫による買い物のしやすさが考慮されているか。</li> </ul>	30点
2	レストラン設備更新とレイアウト提案	<p>(1) 調達品のデザイン・意匠性、機能性や安全性</p> <p>(2) 調達品の価格の適正性</p> <p>(3) フロアレイアウト提案の合理性・使いやすさ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- お客様の動線・スタッフの動線を考慮した効率的かつ快適な配置提案であるか。</li> <li>- スペースの有効活用や開放感の演出、混雑緩和の工夫がなされているか。</li> <li>- レストランの雰囲気や施設全体のイメージと調和したレイアウト提案であるか。</li> </ul>	30点
3	誘客促進施策とアピールポイント	<p>(1) 来館者のさらなる拡大と魅力ある売場維持を図る誘客促進施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 例)・売店の魅力ある売場をみずから運営・維持できるようにするための職員へのフォロー策</li> <li>・運営管理の効率化支援案</li> <li>・改修後の当施設への来館促進施策やイベントの開催案 等</li> </ul> <p>(2) 業務実績について</p>	30点
4	参考見積価格	(1) 見積額	10点